

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年6月23日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000381号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100021号

## 第1 結論

請求者のA社B事業所における平成30年6月22日の標準賞与額を6,000円から3万3,000円に訂正することが必要である。

平成30年6月22日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年6月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額6,000円に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年6月22日

A社C事業所(厚生年金保険の適用事業所名称は、A社B事業所)に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与(3万3,957円)について、厚生年金保険の記録では、一部が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及び事業主から提出された請求期間の賞与に係る給与支給明細書(写)、事業主から提出された非正規社員管理システムに係るハードコピー及び基準給与簿(写)並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間において、事業主から、オンライン記録により確認できる標準賞与額6,000円を超える標準賞与額3万3,000円に相当する賞与(時給制契約社員時の6,193円及び月給制契約社員時の2万7,764円の合計3万3,957円)の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(549円及び2,470円の合計3,019円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年6月22日の賞与について、請求者の標準賞与額を6,000円から3万3,000円に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効によ

り消滅した後の令和2年9月7日に提出し、請求内容どおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額6,000円に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。